

第20回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

1. 事業報告
「新株予約権等の状況」
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
2. 連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
3. 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

第20期

(2023年9月1日から2024年8月31日まで)

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただきたい事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 事業報告

新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年8月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2022年4月27日開催の臨時株主総会決議に基づき発行した新株予約権（第12回新株予約権）

新株予約権の総数	37,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 3,700,000株（注）2 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき298円
新株予約権の払込期日	2022年4月28日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき100円（注）3
新株予約権の行使期間	2022年4月28日から2027年4月27日まで （注）4
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）5
割当先	（注）7

（注）1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

- 1-1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は6,780,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

1-2. 行使価額の修正基準

当社は2022年4月28日以降、当社経営上機動的な資金調達を行う必要があると判断されるときなど、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知（以下、「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下、「通知日」という。）に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額（ただし、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。

①金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であつて同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

なお、行使価額の修正は、本新株予約権者に対し本新株予約権の行使義務を発生させるものではない。

1-3. 行使価額の修正頻度

行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度修正される。

1-4. 行使価額の下限

「下限行使価額」は当初100円とする。下限行使価額は2020年5月28日提出の有価証券届出書のとおり発行した第11回行使価額修正条項付新株予約権の下限行使価額が100円であったことを踏襲して今回の下限行使価額も100円とした。別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。

1-5. 割当株式数の上限

6,780,000株（発行済株式総数に対する割合は22.32%）

1-6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）

698,204,400円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）

1-7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、（注）9を参照）。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

2-1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、6,780,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるも

のとする。

- 2-2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 2-3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- 2-4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

3-1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する）に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、162円とする（以下、「当初行使価額」という。）。

3-2. 行使価額の修正

2022年4月28日以降、当社経営上機動的な資金調達を行う必要があると判断されるときなど、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知（以下、「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下、「通知日」という。）に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通

取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額（ただし、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない

- ①金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

3-3. 行使価額の調整

- (1)当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付割当株式数}}$$

- (2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出す

るものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但

し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 本新株予約権の行使期間

2022年4月28日から2027年4月27日（但し、2027年4月27日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。ただし、注9のとおり当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

5. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

7. 第三者割当の方法により、寺尾文孝氏に本新株予約権を割当てた。

8. 本新株予約権の未行使残高

2024年8月31日現在の未行使残高は37,000個

9. 当社は、2023年4月28日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、新株予約権の発行価額である、本新株予約権1個当たり298円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知又は公告を行うことができない。

2023年11月28日開催の第19回定時株主総会決議に基づき発行した新株予約権
(第13回新株予約権)

2023年11月28日開催の第19回定時株主総会決議に基づき発行した第13回新株予約権は、すべての行使が完了しております。

2023年11月28日開催の第19回定時株主総会決議に基づき発行した新株予約権
(第14回新株予約権)

新株予約権の総数	259,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 25,900,000株 (注) 1 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権 1 個につき0.01円
新株予約権の払込期日	2023年11月29日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株につき25円 (注) 2
新株予約権の行使期間	2023年11月30日から2028年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
割当先	(注) 5

(注) 1. 割当株式数は、以下の規定に従って調整される。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

2-1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満

の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

- 2-2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、第14回新株予約権証券において「行使価額」という。）は、25円とする。

2-3. 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。

2-4. 行使価額の調整

（1）当社は、本株式予約券の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、第14回新株予約権券において「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

（2）行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第13回新株予約権及び第15回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予

約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額に当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.01円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

①0.01円未満の端数を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、ま

た、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(6)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

3-1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

3-2. 株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. 本新株予約権の一部行使はできない。

5. 第三者割当の方法によりEVO FUNDに本新株予約権を割当てた。

6. 本新株予約権の未行使残高

2024年8月31日現在の未行使残高は259,000個

2023年11月28日開催の第19回定時株主総会決議に基づき発行した新株予約権
(第15回新株予約権)

新株予約権の総数	329,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 32,900,000株 (注) 1 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権 1 個につき0.01円
新株予約権の払込期日	2023年11月29日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株につき25円 (注) 2
新株予約権の行使期間	2023年11月30日から2028年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
割当先	(注) 5

(注) 1. 割当株式数は、以下の規定に従って調整される。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

2-1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

2-2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、において「行使価額」という。）は、25円とする。

2-3. 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない

2-4. 行使価額の調整

- (1)当社は、第15回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第13回新株予約権及び第14回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌

日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額に当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.01円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

①0.01円未満の端数を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられ

る当社普通株式数を含まないものとする。

(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(6)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3-1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

3-2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. 本新株予約権の一部行使はできない。

5. 第三者割当の方法によりEVO FUNDに本新株予約権を割当てた。

(2024年4月8日開催の取締役会において、田邊勝己に264,000個、星山和彦に66,000個を譲渡することを承認し、譲渡されました。)

6. 本新株予約権の未行使残高

2024年8月31日現在の未行使残高は329,000個

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要と運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、当社及び子会社の取締役、使用人が法令及び定款等を遵守する行動を確保するため、行動規範を含む「WHDCグループ企業憲章」、「コンプライアンス方針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、当社及び子会社の取締役は、自らこれを遵守し、いささかもこれに反する行動を行ってはならない。また、当社及び子会社の使用人に対しては、その遵守することを周知徹底する責任を負うものとする。（※WHDC：当社社名THE WHY HOW DO COMPANY株式会社を略しております）
- (2)当社グループは、内部通報制度を設け、「コンプライアンス規程」に違反行為が行われ、又は行われようとしていることを当社及び子会社の取締役並びに使用人等が知った際に、通報できる体制を設けることとする。寄せられた事案は、「内部通報規程」に基づき適切に対応し、相談者のプライバシーについては、同規程に従い、厳重に保護する。
- (3)当社グループは、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令、定款及び社内規程に適合することを確保するため、継続して教育研修を実施する。
- (4)当社グループは、反社会的な活動や勢力に対して一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては組織全体として毅然とした対応を取る。

[運用状況]

行動規範を含む「WHDCグループ企業憲章」、「コンプライアンス方針」及び「コンプライアンス規程」は、当社グループの全役職員への周知を図るため、每期その内容を認識させております。また内部通報に係る「内部通報規程」に基づき通報窓口を設置すると共に、社内掲示板等を通じて周知徹底させております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)当社は、重要な会議の議事録、取締役の職務遂行に係る情報を含む重要な文書等は、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき適切に保存管理する。
- (2)取締役の職務の遂行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

[運用状況]

「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき、情報及び文書の保存と管理を実施しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社及び子会社の取締役は、全社的なリスク管理及び危機管理対策から成るリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させる。
- (2)リスク管理体制については、「リスク管理規程」を定めるとともに、継続的な改善活動を行うとともに、教育研修を適宜実施する。
- (3)事業活動に伴う各種のリスクについては、当社及び子会社の所管部門長が職務執行の中で管理することを基本とするが、複数の所管部門に係る場合には、管理部管掌取締役が適切に管理統括する。
- (4)全社的なリスクマネジメントの推進及びリスク管理に関する課題抽出とその対応策を協議し、リスクの顕在化による損害を最小限にするための組織として、当社及び子会社の取締役及び部門長を委員とし、取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設ける。なお、監査役は内部統制システムの構築状況を監査するために参加することができる。
- (5)事業の重大な障害、瑕疵、重大な情報漏えい、重大な信用失墜、災害等の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築等について「危機管理規程」に定めると共に、危機発生時には、規程に基づき対応する。

【運用状況】

当社では、自らがおかれている外部環境及び内部要因を適宜分析し、事業上のリスクを取締役会ならびに経営会議において常に把握するとともに、法律上の判断が必要な場合は顧問弁護士から適宜助言を受けて予防と対策を講じる体制をとっております。現在、リスク情報の一元化の強化に向け管理体制の整備を行っているとともに、経営陣のみならず全社員のリスクに対する認識の周知徹底に努めております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社及び子会社の取締役は、取締役会の機能強化と効率的な運営に努めなければならない。また、当社及び子会社の取締役は、取締役会及び経営会議等重要な会議において経営判断の原則に基づき意思決定を行う。
- (2)当社は定款及び取締役会規程に基づき、原則月1回、また必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。また、その意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を2名以上置くものとする。
- (3)取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、当社及び子会社の取締役及び使用人がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

【運用状況】

当事業年度において、取締役会は24回開催しており、「取締役会規程」及び「職務権限規程」等において該当する業務執行上の重要議案を決議すると共に、取締役の職務執行を監督しております。

- ⑤当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)当社は、企業集団の会社間の取引については、法令に従い適切に行うものとする。
 - (2)子会社の取締役及び使用人は、その職務の執行に係る事項に関しては法令、定款及び会社の定める規程に基づき承認又は報告手続きを取らなければならない。また重要なリスクは適時本社へ報告する。
 - (3)当社は、子会社に対して、子会社の事業内容や規模等に応じて取締役会非設置会社とすることや、子会社の取締役等のみで決議が可能な事項等について基準を定める等、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - (4)当社の内部監査室は、当社グループにおける内部監査を統括し、当社グループの内部統制の整備・運用状況の評価、業務執行状況の監査及び改善提案を行う。
 - (5)当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、子会社に関する業務の円滑化と管理の適正化を図ることを目的として、子会社・関連会社管理規程を制定する。

【運用状況】

当社では、子会社の業務の適正を確保するため、企業憲章、財務報告基本規程、内部統制委員会規程、内部通報規程、コンプライアンス方針、コンプライアンス規程、コンプライアンスマニュアル、リスク管理規程、内部通報規程等については、グループ全体に適用として定めております。また各子会社においては、取締役会規程、経理規程、組織規程、職務権限規程等重要規程から順次整備をすすめております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1)監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、速やかに設置する。その場合には、監査業務に関しては当該使用人が取締役等の指揮命令を受けないこととし、取締役からの独立性を確保する。
- (2)監査役は補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保に必要な事項として、補助使用人の権限・属する組織、補助使用人に対する指揮命令権、補助使用人の人事に対する監査役の同意権等について検討する。

【運用状況】

内部監査室が監査役と連携し、業務監査及び内部統制監査に対応しております。また、その人事異動については、監査役の意見を尊重しております。なお、当該体制は適正に運用されているが、当期に関しては監査役が補助使用人を置くことの要請はありません。

⑦監査役への報告に関する体制

- (1)取締役は、会社の信用の著しい低下、業績への重大な影響、法令定款違反等の事実が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、速やかに監査役に報告すると共に、監査役の求める事項について必要な報告をする。また、使用人から監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
- (2)子会社の取締役及び使用人が監査役に適切に報告が行われるよう体制を整備する。
- (3)前号の報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

[運用状況]

監査役は、取締役会、内部統制委員会に出席し、業務執行が適切に行われているかの確認をすると共に、必要に応じて意見を述べております。

監査役は、当社及び子会社の業務監査を通じて取締役及び幹部職員との意思疎通と情報交換を行っております。「内部通報制度」に基づく通報については、内部監査室が、監査役及び顧問弁護士に報告し、その状況を把握の上、代表取締役社長と協議し対策を図ります。また通報者に対して不利な取扱いはいりません。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役の独立性を担保するため、その過半数を社外監査役とする。
- (2)取締役社長及び取締役は、監査役との間で定期的に会合を行うほか、監査役の職務執行のために必要な監査環境を整備しなければならない。
- (3)監査役が内部統制委員会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる体制を整備する。
- (4)監査役の職務執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他職務執行について生じる費用又は債務の処理は、監査役からの請求に基づき速やかに支払わなければならない。
- (5)内部監査室は、内部監査の計画と結果及び監査役が要求した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会へ報告する。
- (6)当社及び子会社の監査役は、企業集団の内部統制システムの状況に関して情報共有しなければならない。

[運用状況]

監査役は、監査役監査計画を作成すると共に、監査状況についても取締役会に報告しております。また代表取締役社長と随時意見交換を行っております。会計監査人から、四半期ごとに監査意見の報告を受けるほか、必要に応じ随時意見交換を行っております。監査役は、内部監査室が実施する内部監査に立ち会うと共に、その監査報告と是正について監査役会に報告を求めています。

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2023年 9月1日から
2024年 8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,115,442	2,260,651	△2,701,505	△161	674,426
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	502,502	502,502	—	—	1,005,004
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	—	—	△961,644	—	△961,644
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	502,502	502,502	△961,644	—	43,359
当 期 末 残 高	1,617,944	2,763,153	△3,663,149	△161	717,786

	その他の包括利益累計額 為替換算調整勘定		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他の包括利益 累計額合計				
当 期 首 残 高	32,299	32,299	51,870	54,068	812,665
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	—	—	—	—	1,005,004
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	—	—	—	—	△961,644
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1,117	△1,117	△40,838	△37,451	△79,408
当 期 変 動 額 合 計	△1,117	△1,117	△40,838	△37,451	△36,048
当 期 末 残 高	31,181	31,181	11,031	16,617	776,617

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社の数 9社
- ・ 連結子会社の名称 WHDCアクロディア株式会社
株式会社渋谷肉横丁
株式会社インタープラン
WHDCエンタテインメント株式会社
GUAM ENTERTAINMENT SYSTEMS, LLC
株式会社SOUND PORT
Pavilions株式会社
WHDCロジテック株式会社
株式会社宇部整環リサイクルセンター

当連結会計年度より、非連結子会社であったWHDCロジテック株式会社は、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度より、株式会社宇部整環リサイクルセンターを子会社化したため、連結の範囲に含めております。なお、株式会社セントラル・ベアー・アセット・マネジメント及びOne's Room株式会社の全株式を譲渡したことにより連結子会社でなくなったため、連結の範囲から除外しております。

- ・ 非連結子会社の状況 該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Pavilions株式会社の決算日は3月31日、株式会社宇部整環リサイクルセンターの決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・製品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・商品 主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・原材料 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～20年
工具、器具及び備品	2～8年

ロ. 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（1～5年）に基づく定額法を採用しております。

- ・商標権

定額法（10年）を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

課徴金引当金

当社の2019年8月期における会計処理に対し、証券取引等監視委員会から課徴金納付命令の勧告が行われたことに伴い、後日当該課徴金納付命令が是認される可能性に備えるため、合理的に見積もられた納付見込額を引当金として計上しております。

訴訟損失引当金

訴訟に対する損失を備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められた額を計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ア.ソリューション事業

1.受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、プロジェクトの総見積原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合（原価比例法）によって算定しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。また、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い案件については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. ソーシャルゲーム等のコンテンツサービスに係る収益及び費用の計上基準

当社が運営・配信しているコンテンツは、アイテム課金等の方法により運営を行っております。アイテム課金については、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、コンテンツ内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積り期間に応じて収益を認識しております。

イ.飲食関連事業

顧客との契約から生じる収益は主に商標権の管理及び賃貸飲食店物件の転貸（サブリース）によるものであります。サブリース物件は賃貸借借入との賃貸借契約に基づき、電気ガス等を提供する義務等を負っております。当該履行義務は一定の期間を経る毎に当該期間にわたる契約上の履行義務が充足したものと、当該期間にわたる収益を認識しております。

ウ.教育関連事業

顧客との契約から生じる収益は主に求職者向けの職業訓練プログラムを提供し、顧客との契約に基づき履行義務を識別しております。これらの履行義務は、履行義務が一時時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合には顧客との契約における履行義務の充足に伴い、定額で、又は進捗度に応じて収益を認識しております。

エ.エンタテインメント事業

1. ファンクラブ収入

ファンクラブ収入については、アーティストのファンクラブの会費から得られる収入であります。当該履行義務は会員期間に亘って充足され、収益を認識しております。

2. 印税収入

印税収入については、主にアーティストが楽曲を創作し販売することや顧客による二次利用がなされることによりレコード会社又は著作権管理団体等から得られる収入であ

り、顧客に対して当社が保有する原盤権及び著作権等の使用を許諾する義務を負っております。当該履行義務は、顧客が当該原盤権及び著作権等を使用することによってその使用量に基づいたロイヤリティとして充足されるため、レコード会社又は著作権管理団体からの印税通知書等の到着をもって不確実性が解消されたことを確認し、回収可能性が保証された時点で、収益を認識しております。

3. 出演収入

主にアーティストが音楽配信番組、新聞・雑誌（執筆、インタビュー）、その他あらゆる種類のメディア等に出演することにより得られる収入であり、顧客に対してこれら媒体への出演等の役務を提供する義務を負っております。当該義務履行は役務提供の完了をもって充足され、収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5～10年間の定額法により償却を行っております。

⑧ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	417,262千円
無形固定資産（のれんを除く）	32,745千円
減損損失	634,371千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し、資産のグルーピングを行っております。固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損損失の認識の要否の判定において使用される割引前将来

キャッシュ・フローの見積りは、取締役会にて承認された翌期の予算を基礎として作成しておりますが、当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の収支が見積りと異なった場合には、減損損失の計上に伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) のれんの減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	13,296千円
のれん償却額	2,300千円
のれん償却額（特別損失）	5,745千円
減損損失	—千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、のれんについて、帰属する複数の資産または資産グループにのれんを加えたより大きな単位で減損損失の兆候の識別、減損損失の認識および測定を行っています。減損の兆候がある場合には、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。また、当社の計算書類上、関係会社株式の簿価を減損処理した場合には、のれんの一括償却の要否について検討を行っています。減損損失の認識の要否の判定において使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会にて承認された翌期の予算を基礎として作成しておりますが、当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の収支が見積りと異なった場合には、減損損失の計上に伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金（流動）△16,744千円

貸倒引当金（固定）△342,987千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、債権の貸倒れによる損失に備えるため、損失の見積額について、貸倒引当金を計上しております。一般債権は、貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権は、債権額から回収見込み額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積額を算定する財務内容評価法に基づきそれぞれ引当金を計上しております。

なお、相手先の財政状況が悪化した場合、翌事業年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 訴訟損失引当金

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

訴訟損失引当金 20,000千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

訴訟に対する損失を備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められた額を計上しております。

(5) 課徴金引当金

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

課徴金引当金 44,820千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の2019年8月期における会計処理に対し、証券取引等監視委員会から課徴金納付命令の勧告が行われたことに伴い、後日当該課徴金納付命令が是認される可能性に備えるため、合理的に見積もられた納付見込額を引当金として計上しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

154,673千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	34,680,693株	40,200,000株	一株	74,880,693株

(2) 自己株式の数に関する事項

普通株式 93株

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

62,500,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について、短期的かつリスクの少ない商品に限定しており、投機的な取引は行いません。また、短期的な運転資金を銀行借入等により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び長期未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は為替変動リスクに晒されております。

短期貸付金及び長期貸付金は、一部担保の設定はありますが、貸付先の返済能力の減少による信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等、未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。

長期預り保証金は、テナント賃貸借契約等に係る敷金及び保証金であります。

また、これらの営業債務及び金銭債務は、流動性のリスクに晒されておりますが、当社グループは各社が資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、当社グループの与信管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念を早期に把握するように努めております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰り計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、短期貸付金、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	383,626		
貸倒引当金 (※)	△161,688		
差引	221,938	220,265	△1,672
(2) 長期未収入金	161,780		
貸倒引当金 (※)	△161,780		
差引	—	0	—
資 産 計	221,938	220,265	△1,672
(1) 長期借入金	415,058	414,811	△247
(2) 長期預り保証金	8,000	7,973	△26
負 債 計	423,058	422,784	△273

(※) 長期貸付金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期貸付金	—	220,265	—	220,265
(2) 長期未収入金	—	—	—	—
合 計		220,265		220,265

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期借入金	—	414,811	—	414,811
(2) 長期預り保証金	—	7,973	—	7,973
合 計		422,784		422,784

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金、長期未収入金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、金利条件等から時価が帳簿価額と近似しているものは当該帳簿価額を時価としており、その他は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。これらの時価は、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金は、将来のキャッシュ・フローを無リスクの利率で割引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント						その他 (注)2	合 計
	ソリューション 事業	飲食関連 事業	教育関連 事業	エンタ テイン メント 事業	産業廃 棄物処 理事業	計		
売上高 コンテンツ サービス	144,595	—	—	—	—	144,595	—	144,595
プラットフォーム	70,952	—	—	—	—	70,952	—	70,952
飲食関連 事業	—	40,353	—	—	—	40,353	—	40,353
教育関連 事業	—	—	196,494	—	—	196,494	—	196,494
エンタテイン メント事 業	—	—	—	257,609	—	257,609	—	257,609
産業廃棄物 処理事業	—	—	—	—	—	—	—	—
その他 (注1)	31,629	—	—	—	—	31,629	6,002	37,632
顧客との契 約から生じ る収益	247,177	40,353	196,494	257,609	—	741,633	6,002	747,636
外部顧客へ の売上高	247,177	40,353	196,494	257,609	—	741,633	6,002	747,636

(注) 1.その他は、主として、ソリューション事業に係る運用・保守サービス収益及びスポット受託開発収益等であります。

2.「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

3. 報告セグメントとして「産業廃棄物処理事業」を当事業年度より追加しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4). 会計方針に関する事項
⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価額に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産 | 10円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 17円60銭 |

9. 重要な後発事象

(子会社株式の取得)

当社は、2024年9月24日開催の取締役会において、株式会社ドリームプラネット（以下「ドリームプラネット」という。）の株式を取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、株式を取得しました。

1. 株式取得の理由

当社の取引先である株式会社エバーオンワード（以下、「エバーオンワード」）及び業務提携先である株式会社ダイコーホールディングスグループ（以下、「ダイコー」）より、カプセルトイ事業を行うドリームプラネットの一部譲渡についての提案があり、株式を取得することを検討してまいりました。ドリームプラネットの行うカプセルトイ事業の市場規模は700億円を越えると言われ、当社はエンタテインメント事業にも力を入れており、ドリームプラネットは自社IPも保有しており、今後IT技術によるオンライン販売なども計画していることから当社と協業することで更なる事業展開が見込めると判断しています。

当社は、ドリームプラネットの財務状況を慎重に検討した結果、2023年10月期は黒字に転換し、今後も経営改善が見込める状況になったと判断し、同社の51%を取得し、エバーオンワードは34%、ダイコーは15%を引き続き保有することになります。

2. 異動する子会社（株式会社ドリームプラネット）の概要（2024年9月24日現在）

(1) 名 称	株式会社ドリームプラネット
(2) 本 店 所 在 地	埼玉県鶴ヶ島市藤金174
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 宮村 正人
(4) 事 業 内 容	キャラクター製品の製造・卸、外食産業等へのルート販売・卸
(5) 資 本 金 の 額	10百万円
(6) 設 立 年 月 日	2005年11月29日
(7) 発 行 済 株 式 数	600株
(8) 大 株 主 及 び 持 ち 株 比 率	株式会社エバーオンワード（70%）、株式会社ダイコーホールディングスグループ（30%） ※株式譲渡実行日における前提になります。

3. 株式取得の相手先の概要

相手先1

(1) 名 称	株式会社エバーオンワード
(2) 所 在 地	東京都渋谷区宇田川町13-8ちとせ会館3階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 亀田 信吾
(4) 事 業 内 容	不動産のサブリース
(5) 資 本 金	5百万円

相手先2

(1) 名 称	株式会社ダイコーホールディングスグループ
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋茅場町1丁目13-21 日本橋茅場町阪神ビル10F
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 神長 大
(4) 事 業 内 容	投資業及び投資顧問業、M&A業務及びコンサルティング、各種インターネット情報提供サービス等
(5) 資 本 金	106百万円（資本準備金含む）

4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1)取得株式数	306株（所有割合：51.0%）（議決権所有割合：51.0%）
(2)取得価格	取得価格につきましては、相手先の意向により開示を控えさせていただきます。
(3)異動後の所有株式数	306株（所有割合：51.0%）（議決権所有割合：51.0%）

（子会社の異動）

当社は、2024年9月24日の取締役会において、WHDCロジテック株式会社（以下、「ロジテック」）の株式を譲渡することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、株式を譲渡しました。

1. 株式譲渡の理由と方法

当社は、2023年8月にロジテックを設立し、新たな事業として運送事業を開始することとし、その後、2024年1月に第一種貨物利用運送業の認可を受けて営業を開始いたしました。ところが、当初計画では東京・大阪間でトレーラーを運用し混載により高い利益率を狙っていたところ、大阪拠点の立ち上げがうまく行かず、第一種貨物利用運送業による事業領域のみでは利益率が極端に低くなるという限界があり、売上も伸びなかったため、想定した事業計画を大きく下回る状況が続いておりました。売上及び利益の改善施策について検討いたしましたが、相当の追加投資が必要との結論になり、赤字が続いている現状では事業の継続が難しいとの判断になりました。

その結果、当社グループの事業の選択と集中のため、譲渡することといたしました。

2. 異動する子会社（ロジテック）の概要

(1) 名称	WHDCロジテック株式会社
(2) 所在地	東京都新宿区愛住町2-2番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 神長 大
(4) 事業内容	貨物自動車運送事業法による貨物利用運送業
(5) 資本金	5百万円
(6) 設立年月日	2023年8月15日
(7) 大株主及び持株比率	当社100%

3. 株式譲渡の相手先の概要

(1) 名称	株式会社ダイコーロジテック	
(2) 所在地	東京都中央区日本橋茅場町1丁目13-21 日本橋茅場町阪神ビル10F	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 神長 大	
(4) 事業内容	一般貨物運送事業等	
(5) 資本金	20百万円	
(6) 設立年月日	2022年2月14日	
(7) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません、
	人的関係	代表取締役の神長氏は、当社提携先の株式会社ダイコーホールディングスグループの代表取締役であります。
	取引関係	当社はダイコーロジテックに対して貸付金5百万円を計上しております。
	関連当事者への該当状況	相手先企業は、ロジテックの代表取締役神長氏が議決権の過半数を自己の計算において所有している株式会社ダイコーホールディングスグループの子会社に該当するため、関連当事者に該当します。

4. 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	100株（当社所有割合：100%）
(2) 譲渡株式数	100株
(3) 譲渡価額	1万円（債務超過である上に、事業状況の早期の回復が見通せない状況のため、相手先と協議した結果、備忘価格の1万円で合意いたしました。）
(4) 異動後の所有株式数	0株（当社所有割合：0%）

5. 日程

(1) 取締役会決議日	2024年9月24日
(2) 株式譲渡契約日	2024年9月24日
(3) 株式譲渡期日	2024年9月24日

(新株予約権の行使による増資)

2024年9月1日から2024年10月31日の間に新株予約権の行使が行われており、当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

①	行使新株予約権の個数	64,400個
②	資本金の増加額	80,500,322円
③	資本準備金の増加額	80,500,322円
④	増加した株式の種類及び株数	普通株式 6,440,000株

以上の結果、2024年10月31日現在の発行済株式総数は81,320,693株、資本金は1,698,444,420円、資本準備金は2,843,654,078円となっております。

3. 計算書類

株主資本等変動計算書

(2022年 9月1日から
2023年 8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 金 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	1,115,442	2,260,651	2,260,651	△2,762,614	△2,762,614
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	502,502	502,502	502,502	—	—
当 期 純 損 失 (△)	—	—	—	△951,689	△951,689
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	502,502	502,502	502,502	△951,689	△951,689
当 期 末 残 高	1,617,944	2,763,153	2,763,153	△3,714,303	△3,714,303

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計		
当 期 首 残 高	△161	613,317	51,870	665,188
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	—	1,005,004	—	1,005,004
当 期 純 損 失 (△)	—	△951,689	—	△951,689
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	△40,838	△40,838
当 期 変 動 額 合 計	—	53,314	△40,838	12,475
当 期 末 残 高	△161	666,632	11,031	677,664

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・ 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法によっております。但し、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～15年
工具、器具及び備品	3～8年

- ② 無形固定資産
 - ・ 自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（1～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

課徴金引当金 当社の2019年8月期における会計処理に対し、証券取引等監視委員会から課徴金納付命令の勧告が行われたことに伴い、後日当該課徴金納付命令が是認される可能性に備えるため、合理的に見積もられた納付見込額を引当金として計上しております。

訴訟損失引当金 訴訟に対する損失を備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められた額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約から生じる収益に関する重要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

・ 経営指導料

経営指導料については、子会社への契約内容に応じたサービスを提供することが履行義務であり、サービスを提供した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	－千円
無形固定資産	－千円
減損損失	331千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記（1）固定資産の減損 ②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した事項と同一であるため、記載を省略しております。

(2) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	218,382千円
関係会社株式評価損	88,638千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式は、取得原価と発行会社の純資産を基礎として算定した実質価額とを比較し、実質価額が取得原価と比べて50%以上低下した場合は、回復可能性の判定を行った上で、評価減を実施しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の関係会社の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金（流動） △16,830千円

貸倒引当金（固定） △1,182,977千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、損失の見積額について、貸倒引当金を計上しております。一般債権は、貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権は、債権額から回収見込み額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積額を算定する財務内容評価法に基づきそれぞれ引当金を計上しております。

なお、相手先の財政状況が悪化した場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります

(4) 訴訟損失引当金

①当連結会計年度の計算書類に計上した金額

訴訟損失引当金 20,000千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記(4)訴訟損失引当金 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した事項と同一であるため、記載を省略しております。

(5) 課徴金引当金

①当連結会計年度の計算書類に計上した金額

課徴金引当金 44,820千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記(5)課徴金引当金 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した事項と同一であるため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

55,700千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 保証債務

子会社である株式会社渋谷肉横丁及びWHDCロジテック株式会社の建物賃貸借契約に係る債務（月額賃料等総額1,559千円）について連帯保証を行っております。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	112,898千円
短期金銭債務	10,726千円
長期金銭債務	43,782千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引の取引高

売上高 72,181千円

② 営業取引以外の取引高

営業外収益 18,488千円

営業外費用 742千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度における自己株式の種類及び株式数

普通株式 93株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	923,605千円
投資有価証券	15,943千円
関係会社株式	297,017千円
減価償却費	9,316千円
貸倒引当金	368,912千円
未払事業税	4,329千円
その他	33,703千円
繰延税金資産小計	1,652,827千円
評価性引当額	△1,652,827千円
繰延税金資産合計	一千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	田邊勝己	—	—	(被所有) 直接 2.12%	—	資金の借入 (注1)	181,000	短期 借入金	—
						借入金利息	300	未払費用	—
						株式譲渡 (注2)	14,500	未収入金	—
						新株予約権 償却・買戻 (注3)	31,914	新株 予約権	—
役員	國吉芳夫	—	—	(被所有) 直接 0.03%	—	資金の貸付 (注1)	—	役員長期 貸付金	11,707
								短期 貸付金	4,854

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付に係る利息については金融機関からの調達金利に基づき、決定しております。なお、担保として所有の不動産等を受け入れております。
2. 2024年1月29日開催の取締役会決議において株式を譲渡したことによるものであります。
3. 2023年10月16日開催の取締役会決議において第10回、第11回、第12回新株予約権の一部の取得及び消却を決議したことによるものであります。

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	WHDCアクロディア株式会社	10,000	ソリューション事業	直接100%	役員1名	—	経営指導料の受取(注1)	16,363	売掛金(注4)	16,500
							経費等の立替金	10,273	立替金	10,273
子会社	株式会社宇部整理リサイクルセンター	10,000	産業廃棄物処理事業	直接100%	—	—	経営指導料の受取(注1)	8,181	売掛金(注4)	1,500
							資金の貸付(注2)	870,514	関係会社長期貸付金(注2, 4)	870,514
							利息の受取(注2)	7,389	未収入金(注4)	7,389
子会社	株式会社渋谷肉横丁	66,500	飲食関連事業	直接100%	役員1名	—	経営指導料の受取(注1)	5,454	売掛金(注4)	500
							資金の回収(注2)	86,000	関係会社長期貸付金(注2, 4)	280,000
							利息の受取(注2)	5,483	未収入金(注4)	19,408
子会社	WHDCエンタテインメント株式会社	15,500	ソリューション事業	直接100%	—	—	経営指導料の受取(注1)	1,090	売掛金(注4)	1,200
							資金の借入(注2)	43,782	長期借入金(注2, 4)	43,782
							利息の支払(注2)	742	未払費用	742
子会社	株式会社セントラル・ペアー・アセット・マネジメント	71,000	金融業	直接100%	役員1名	—	資金の貸付(注2)	3,000	長期貸付金(注2, 4)	—
							利息の受取(注2)	135	未収入金(注4)	—

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社インタープラン	20,000	教育関連事業	直接100%	—	—	経営指導料の受取(注1)	10,909	売掛金(注4)	—
子会社	株式会社SOUND PORT	15,010	エンタテインメント事業	直接85.07%	—	—	資金の回収(注2)	50,645	関係会社長期貸付金(注2, 4)	11,670
									短期貸付金(注2, 4)	14,676
							利息の受取(注2)	1,530	未収入金(注4)	—
子会社	Pavilions株式会社	5,000	エンタテインメント事業	直接85%	—	—	資金の回収(注2)	108,911	関係会社長期貸付金(注2, 4)	73,870
									短期貸付金(注2, 4)	21,173
							利息の受取(注2)	3,893	未収入金(注4)	—
子会社	GUAM ENTERTAINMENT SYSTEMS, LLC	1,000米ドル	ソリューション事業	直接100%	役員1名	—	経営指導料の受取(注1)	12,000	前受金	9,984
子会社	株式会社WHDCロジテック株式会社	5,000	倉庫及び貨物運送取扱事業	直接100%	—	—	経営指導料の受取(注1)	10,909	売掛金(注4)	10,000
							資金の貸付(注2)	18,000	関係会社長期貸付金(注2, 4)	18,000
							利息の受取(注2)	190	未収入金(注4)	190
子会社	One's Room株式会社	95,000	ソリューション事業	直接52.63%	役員2名	—	経営指導料の受取(注1)	7,272	売掛金(注4)	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料は、各関連当事者への役務提供内容を勘案して決定しております。
2. 資金の貸付及び利息の受取については、市場金利を勘案して金利を決定しております。
3. 資金の借入及び利息の支払については、市場金利を勘案して金利を決定しております

す。

4. 子会社への貸倒懸念債権に対し、合計982,873千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、各社の貸倒引当金繰入額計上額は以下となります。

WHDCアクロディア株式会社	12,397千円
株式会社宇部整環リサイクルセンター	643,301千円
株式会社渋谷肉横丁	299,951千円
株式会社SOUND PORT	1,290千円
Pavilions株式会社	4,795千円
WHDCロジテック株式会社	21,072千円
株式会社インタープラン	6千円
WHDCエンタテインメント株式会社	58千円

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 8円90銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 17円41銭 |

12. 重要な後発事象

連結注記表「9. 重要な後発事象」に記載のとおりであります。